

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 中之島小中一貫校可動床式プール保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社三井三池製作所

3 随意契約理由

中之島小中一貫校では、小・中学生が同じプールを使用するため、深さが調節できる可動床式プールを導入している。同プールの保守作業は、専門知識及び高度な技術が必要なため、製造業者しか行うことができない。

また、プール清掃についても、可動床を動かしながらの作業となるため、点検業務に合わせて行う必要がある。そのため、保守点検と清掃にかかる業務を一体のものとして、可動床式プールの製造業者である株式会社三井三池製作所と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

施設整備業務管理システム運用環境移行業務委託

2 契約の相手方

(株) サイバーブルー

3 随意契約理由

施設整備システムは、これまでオンプレミスのシステムを構築し、施設整備課にサーバーおよび専用端末を置き、年度ごとに施設台帳の更新、国庫補助に関する文部科学省提出資料の作成、改修履歴の管理と更新を行い、本市学校施設のメンテナンスサイクル維持の根幹を担っている。運用・保守契約及び機器リース契約については、運用・保守契約、機器リース契約とも令和7年3月末で契約が終了する予定となっている。

本システムについては、「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～」(令和5年3月)に基づき、デジタル統括室の協力のもと、DXを前提としたクラウド化などの検討を進めている。現在、必要な機能整理などを進めている段階であるが、システム開発期間を考慮すると、令和7年度からの使用には間に合わない状況である。そのため、令和7年度以降については、新システム稼働まで現行システムを使用する必要があるが、機器については、対応 OS 等の関係から令和7年度以降については、現行機器のリース継続ができないことから、新しいリース機器へのシステムの移し替え作業が発生することとなる。

現行システムの移し替えについては、開発業者であり、現在、運用・保守を行う(株)サイバーブルーのみが可能であることから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課(電話番号 06-6208-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2024」事業運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

本業務は、7～8月に、大阪市立中学校等及び自衛隊や大阪府警などの公設の専属吹奏楽団とともに、生徒ならびに市民に対して、大阪城音楽堂で吹奏楽コンサート「たそがれコンサート」を実施するものである。

本業務は、市立中学校等吹奏楽部のクラブ活動に参加する生徒等が、舞台発表を通じてその技量を高めるとともに、プロフェッショナルの吹奏楽団の演奏に触れることによって、吹奏楽への興味関心を醸成し、音楽を通じた生涯学習の振興を趣旨としている。

とりわけ、多くの中学校のクラブ活動については、吹奏楽専任の指導者なしに取り組まれているのが現状であり、一般の聴衆に対して一定のレベルの演奏ができるようにするためには、プロの吹奏楽の専門家の指導が不可欠である。また、複数の専属吹奏楽団と中学校等の出演を、その技量にあわせて一連のコンサートとしてコーディネートされたものを広く市民に提供する必要がある。

この事業の実施にあたっては、吹奏楽に関して、教育的観点を持って大阪市立中学校等への出演・演奏指導業務を行うとともに、中学校等及び公設の専属吹奏楽団の公演調整業務及び公演企画業務、進捗管理業務を行い、吹奏楽コンサートとして実施するノウハウが必要であり、これらの業務を実施できるのは、関西圏で唯一のプロの交響吹奏楽団で、かつ学校における子どもたちへの吹奏楽指導・鑑賞会実施等に長年携わり、豊富な実績を有する公益社団法人大阪市音楽団以外にはないと考えられる。

以上の理由により、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断されることから、同法人と随意（特名）契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度「低学年における歯みがき指導」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「低学年における歯みがき指導」実施業務については、児童ひとりひとりが自分の歯や口の健康状態に関心を持ち、歯や口の健康上の問題を発見し、解決方法を自ら考え、実践していく力を身につけることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が必要不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、事業の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度「歯・口の健康教室」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「歯・口の健康教室」実施業務については、口腔機能についての理解を深め、むし歯や歯周病を予防するために健全な生活習慣を身につけ、自己管理能力を高めることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、業務の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度「児童のむし歯予防としてのフッ化物洗口事業業務委託」

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市学校歯科医会

3 随意契約理由

フッ化物洗口事業は、児童のむし歯予防対策として、小学校4年生を対象にし、フッ化ナトリウム洗口剤を使用する。医師による監督が必須である医療行為を伴う事業であり、事業実施には歯科衛生士と歯科医師がともに進める必要がある。実施場所の各学校には学校歯科医が1名ずつ教育委員会より委嘱されており、その学校歯科医と連携可能な歯科衛生士が事業を担当することにより、児童個別の状況を細やかに把握した上でフッ化物洗口をし、事業実施後の事後指導を行うことも可能となり、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の4年生を、健康な歯肉と永久歯の歯列へと導くことができる。

上記の理由により、事業目的を理解した上で本業務を適切に履行できる相手方は、医療行為を適切に監督でき、継続的な歯科保健指導へと効果的に結びつけていくことができる学校歯科医及び歯科衛生士が唯一所属している上記団体のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一般社団法人大阪市学校歯科医会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
(電話番号 06-6208-9141)

随意契約理由書

1 業務名称

令和6年度大阪市中学生英語力調査及び研修の実施に係る業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 ベネッセコーポレーション

3 随意契約理由

当業務については、文部科学省による英語教育実施状況調査において、本市中学生の「CEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数」を調査するとともに、成績資料等により、英語科教員の指導改善と受験生徒の学習改善を目的に実施するものである。

調査にあたっては、英語の4技能型（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）試験の実施により、中学生の英語力を測定することとなるが、テスト問題が全校同一であり、テスト結果の信頼性・妥当性・客観性を担保するためには、各校が原則1日で、かつ全校を可能な限り短期間（2週間程度）で完了させなければならない。英語4技能型試験のうち「話すこと」であるスピーキングテストの実施にあたっては、全中学校3年生及び義務教育学校（後期課程）9年生の生徒、約15,000人が、ほぼ同一日程で安定的かつ公平に受験するためには、面接形式ではなく、専用タブレット端末等を利用した音声録音による方式により実施する必要がある。

専用タブレット端末等については、1学級あたりの在籍数が原則40名であることを踏まえると、1日で4技能全ての調査を実施するためには、予備機を含めて5学級までの規模の学校には1校につき45台以上、6学級以上の学校には1校につき85台以上が必要となり、中学校129校及び義務教育学校（後期課程）1校の計130校に対し用意しなければならない。上記の要件を満たすことができるのは、株式会社ベネッセコーポレーションのみであり、本業務を履行することのできる唯一の事業者であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当（英語イノベーショングループ）

電話番号 06-6208-9197

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度部活動の地域移行事業業務委託（東淀川区）

2 契約相手方

コナミスポーツ株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、コナミスポーツ株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（4ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（4ブロック）については、委託業者総合警備保障株式会社と令和4年8月31日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
(電話番号 06-6208-9081)

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステムサーバ機種更新に伴う設定変更作業改修・整備業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

本業務は、校園ネットワークシステム用サーバのリース期間満了に伴い、令和7年3月稼働に向けて別途調達を予定しているサーバ機器に対して、システムを稼働させるために必要となるアプリケーションの導入、ネットワークの構築、他システムとの連携機能の構築、システム障害監視機能など、様々な機能の構築およびデータ移行にかかる業務、ならびにすべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を行うものである。

また、現行システムで稼働している校園端末管理に関わる機能（アカウント管理、ログ取得、設定配信）や校園ネットワークと庁内ネットワーク間のメール転送などの機能廃止や移管のため移行対象とせず構築を行いそれぞれの改修・整備を行う必要がある。

異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

本業務の実施にあたっては、現行システムと一体性を持ちながら、全体的に整合性が確保されたシステムを保持する必要がある、機器構成、ネットワーク基盤構成、業務システムの構造及び環境を把握している必要がある、本システムを開発した富士通 J a p a n 株式会社が、唯一、現行システムの構造や内容を把握している業者である。

以上により、諸条件を満たし、業務を履行できる業者は上記業者のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、富士通 J a p a n 株式会社関西支店と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター
給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 学校プールの水質検査事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市学校薬剤師会

3 随意契約理由

学校プールの水質検査は、学校保健安全法施行規則第 1 条により規定された環境衛生検査として実施されるものである。各学校園には学校保健安全法第 23 条により学校薬剤師が委嘱されている。学校保健安全法施行規則第 24 条により学校薬剤師は環境衛生検査に従事すること、学校の環境衛生の維持及び管理に関し、必要な指導及び助言を行うこととされており、水質検査における検体採取は学校薬剤師が行っている。しかしながら、詳細な検査等が必要な本事業については、以下の理由により各学校薬剤師個人では事業を行うことができないため、学校薬剤師が所属する唯一の団体である大阪市学校薬剤師会に本事業を委託する。①検査項目 1 をはじめ、同時に複数個所を確認する必要があるなど、複数の検査員が必要なものがあること、②検査項目 4 など、検査機器を各支部単位で管理していることから、採水した場所では結果が出ず、各区支部単位で数値を出すものがあること、③検査試薬その他必要物品の購入が個人ではなく各区支部単位で行われるのが費用、手配等の事務量から妥当であること。

なお、平成 13 年 8 月 28 日付けで「学校環境衛生の基準」の一部改訂され学校プール水質検査項目に追加された「総トリハロメタン」については、大阪市学校薬剤師会のみでは検査数値を算出することができず、学校薬剤師と相談の上外部組織に依頼する必要があるため本事業からは除外する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）